

会報

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

2010.11



平成21年度「土木の日」(高鍋地区)

開催地: 山本小学校

参加機関・団体: 高鍋土木事務所 高鍋地区建設業協会ほか

No.433

目 次

◇平成22年11月行事予定	1
◇平成22年12月行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（10月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第7回常務理事会を開催	3
2. 県土整備部との第4回意見交換会を開催	3
3. 宮崎県からのお知らせ ～中小企業ワンストップ金融・経営相談会～	4
4. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内	5
5. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	6
◇雇用改善コーナー	
1. 建設教育訓練助成金のご案内	7
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	7
◇協同組合	
1. えびの市発注工事での債権譲渡契約について	8
2. 全建協連の第三者賠償補償制度について	8
◇技 士 会	
1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！	9
2. CPDS（継続学習）制度について!!	9
◇建 退 共	
1. 平成22年度建退共制度普及協力者に対する理事長表彰について	11
2. 建退共への加入のすすめ	11
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	12
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（9月分）	12
◇建 災 防	
1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！	13
2. 住宅建築工事に対する県下一斉監督指導の実施結果について	13
3. 「宮崎県最低賃金の改定」について（宮崎労働局からのお知らせ）	15
◇火薬協会	
1. 平成22年度火薬類取扱保安責任者等試験結果	16
2. 講習会の日程について	17
3. 「会費納入」についてのお願い	17
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（9月分）	18
2. 中間前払金制度のご案内	19
3. 下請債権保全支援事業～手形債権保証・買取のご案内～	20
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成22年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内	22

平成22年11月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月	全国建設業協会 全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
2	火	建設業振興基金 都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会担当者会議（東京） 厚生労働省建設雇用改善推進全国会議（東京）		
3	水	文化の日	文化の日	文化の日
4	木	九州技士会と九州地方整備局との意見交換会（福岡）		
5	金		建災防全国事務局長会議（東京） 企業年金連合会九州地方協議会事務職員研修会（福岡）	
6	土			
7	⑩			
8	月	宮崎県建設業協会常務理事会・県土整備部との意見交換会		
9	火	宮崎県建設業協会現場見学会（日向工業高校）		
10	水		店社安全衛生担当者研修会（木花）	
11	木	九州建設業協会専務・事務局長会議並びに西日本建設業保証㈱との意見交換会（鹿児島） 宮崎県建設業協会青年部連合会常任理事会	企業年金連合会常務理事・運営責任者セミナー	火薬保安講習（高鍋）
12	金		ローラー運転業務特別教育（13日まで清武） 専門工事業者安全管理担当者研修会（木花）	
13	土			
14	⑩			
15	月	建設業協会事業就業体験（都城工業） 「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」第2回研修会：県央地区		
16	火	宮崎県建設業協会建設雇用改善推進表彰式 国土交通省と宮崎県建設業協会との意見交換会 宮崎県建設産業団体連合会正・副会長会議 「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」第2回研修会：県北地区	基金納入告知書発送	
17	水	宮崎県建設業協会監理技術者テレビ講座講習実施方法変更説明会 監理技術者講習（宮崎）		
18	木	九州建設業協会建退共九州ブロック会議（福岡） 県議会11月定例議会開会	職長・安全衛生責任者教育（19日まで木花）	
19	金	東九州自動車道建設促進地方大会（鹿屋市）		
20	土			
21	⑩			
22	月			
23	火	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	水			
25	木	九州建設業協会技術担当職員研修会（福岡）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（26日まで清武）	全建協連事務局長会議（東京）
26	金	全国建設業協会 全国協会長会議（東京）	基金宮崎部会連絡打合せ会・研修会 建災防木造建築パトロール	
27	土			
28	⑩			
29	月			
30	火		建災防 労働局監査	

平成22年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水		基金企業年金連合会財政ステップ アップセミナー（東京）	
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	県議会11月定例議会閉会	職長・安全衛生責任者教育（8日まで延岡）	
8	水			
9	木	九州建設業協会総務・経理担当職員 研修会（佐賀）		火薬保安講習（宮崎）
10	金		高所作業車運転技能講習（12日まで清武）	
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	宮崎県建設業協会青年部連合会と 県土整備部との意見交換会 全国技士会事務局長会議及び実務 担当者会議（東京）		
15	水			
16	木		基金納入告知書発送	
17	金	全国建設業協会正・副会長会議 全国建設業協会理事会・意見交換 会（東京）	基金宮崎部会役職員・事務職員合 同研修会（宮崎）	
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	水			
30	木			
31	金			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（10月分）

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	平成22年度（下期:23.3.13）第9回建設業経理士（1・2級）・第30回建設業経理事務士（3・4級）のご案内	振 興 基 金	HTML
2	平成22年度雇用管理研修専門コース（宮崎会場）の開催案内	雇用能力開発機構	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会 員 の 動 き（10月1日～31日）

【新規加入会員】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
西 都	(有) 川 崎 開 発	川 崎 耕 美

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
都 城	(株) 洵 協 組	代 表 者	山 内 千 里	洵 協 照 久
日 向	(株) 吉 田 建 設 産 業	代 表 者	吉 田 恵 美	吉 田 格
延 岡	(株) 田 邊 建 設 工 業	代 表 者	田 邊 博 貴	田 邊 利 成

宮崎県建設業協会

1. 第7回常務理事会を開催

平成22年10月4日（月）午後2時45分、県建設会館5階「会議室」において、県土整備部との意見交換会に続き、全員の出席のもと常務理事会を開催した。

議題については次のとおり

議題1「新規会員加入について」は、西都地区からの加入申し込みで、西都地区協会長から補足説明があり、全会一致で承認された。

議題2「日本創造研究会特別セミナーについて」は、10月23日（土）都城市のメインホテルで開催の特別セミナー参加料購入について審議され、県政治連盟で一括購入することで、了承された。

議題3「次回常務理事会の開催期日について」は、11月8日（月）午後1時30分開催と決定された。

また、緊急議題として、議長から仮称「地域の建設産業の方向性についての研究会」立ち上げについて提案があり、研究会のメンバーとして大学から2名、国から2名、県から2名、業界から4名計10名程度で組織し、2～3回程度懇談し、来年3月までに県協会名で提案書をまとめ、県へ要望していく。①建産連として考えたらどうか、②県議会議員を入れたらどうかなど意見が出されたが、第2ステージで検討することにして、まずは、県協会が事務局になって、対象は建設業のみで、政治とは一線を画して検討していきたいと説明があり、協議の結果全会一致で了承された。

その他として、①国土交通省来県に伴う意見交換会について、この意見交換開催日に、本県で九州各県土木部長会議が開催されることに伴う、本省からの依頼であることを説明し、正副会長で対応することとなった。

②建設通信新聞社発行「口蹄疫130日の戦い 地域建設業の努力」について、6回シリーズで建設通信新聞社がコンパクトに記事にまとめたものを会員数分作成し、各地区協会を通して配布することになったことを報告し、全ての議題を終了した。



2. 県土整備部との第4回意見交換会を開催

平成22年10月4日（月）午後1時30分より県建設会館5階「会議室」において開催された。今回は、平成23年度の総合評価落札方式の改正について技術企画課長から説明があり、意見交換が交わされた。主な内容は次のとおりである。

① 「河川工事シート」を新たに追加設定

② 「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」への受講実績を、「配置予定技術者の能力」の評価項目として追加設定

③法面工事で法面専門資格を有する配置予定技術者を評価

①、②については、受講料負担や、全業者が対象でないことによる不公平さ等、反対意見が多く飛び交ったが、実施することが決定されていたため、今後の検証をお願いするに留まり閉会となった。



3. 宮崎県からのお知らせ ～中小企業ワンストップ金融・経営相談会～



宮崎県からのお知らせ

中小企業ワンストップ金融・経営相談会

本県では、中小企業及び個人事業主の皆さまを対象に、資金繰りや経営改善に関する相談を一つの窓口で対応できる「ワンストップ相談会」を開催します！些細な相談でもかまいませんので、お気軽にご参加下さい！秘密厳守・相談無料です。



1. 相談内容

新規融資、借換・一本化、返済条件緩和、その他経営全般

～ 様々な相談に応じます ～

(例) 年末に向けて、運転資金を借りたい。
既存融資の返済方法について相談したい。(借換・一本化、条件変更等)
資金繰りが苦しいので融資について相談したい。
本業の先行きが不安なので、新しい事業への進出について相談したい。
貸金業法の改正により資金調達が困難。
売上が減少しているので対策を立てたい。返済計画の見直しについて相談したい。
コスト削減についてのアドバイスを受けたい。 など

2. 日時、場所

平成22年11月25日(木) 10時～16時 宮崎県庁 附属棟 3階 301号室
平成22年11月26日(金) 13時～16時 県延岡総合庁舎 2階 201・202号会議室
平成22年11月29日(月) 13時～16時 県都城総合庁舎 1階 第4、5、6号会議室
平成22年12月 1 日(水) 13時～16時 県日南総合庁舎 1階 第5A、5B号会議室

3. 相談機関

宮崎県(金融対策室)
日本政策金融公庫
宮崎県信用保証協会
商工会議所 等

※11月25日は国の「ワンストップ・サービス・デイ」が併催されますので、商工組合中央金庫(金融相談)、中小企業基盤整備機構(経営相談)、宮崎県商工会連合会(経営相談)、宮崎県中小企業団体中央会(経営相談)、中小企業診断協会(経営相談)、下請かけこみ寺(取引関係の相談)、発明協会(知的財産関係の相談)、労働局(雇用調整助成金の相談)等にも相談できます。



【相談予約連絡先】

宮崎県金融対策室 0985-26-7097

※予約なしでご相談いただけますが、事前にご連絡いただいた方は優先して相談をお受けします。

4. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内

中小・中堅
建設業者の皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設企業の方なら
どなたでもご利用
いただけます。

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、ご希望に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

建設企業の皆様に、以下のようなメニューをご用意しております。

● 支援メニュー

1. 情報提供

経営に関するさまざまな情報を満載！

新分野に進出したい、支援制度を知りたい、経営のヒントを知りたい、など経営の役に立つさまざまな情報をホームページでまとめて紹介しています。

ヨイケンセツドットコム

<http://www.yoi-kensetsu.com/>

ヨイケンセツドットコム

検索

2. 無料経営相談

専門家による無料の経営相談サービス

- 中小企業診断士、税理士等の経験豊富なアドバイザーが、貴社を訪問しご相談を伺います。経営方針、資金調達などの課題から、新分野（成長分野）進出など、将来を見すえた問題まで、幅広く丁寧にアドバイスいたします。

- **2回まで無料**でご利用いただけます。

（新分野（成長分野）進出に関する相談は、**4回まで無料**）

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

● ご相談はこちらへ 無料経営相談の申込は裏面をご利用下さい。

■ (財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL 03-5473-4572 / FAX 03-5473-4594

■ 各都道府県等の相談窓口(全国90カ所)については
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
を御覧下さい。

5. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

宮崎県中小企業融資制度のご案内

～ 中小企業の資金繰りを応援します ～

○通常の運転資金・設備資金を必要とする方は

経営安定貸付

融資対象者

通常の運転資金・設備資金を必要とする中小企業者及び組合

融資限度額 5,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 設備資金10年(うち据置1年半)以内
運転資金7年(うち据置1年)以内

融資利率 年2.1%～年3.0%

保証料率 年0.45%～年1.65%

小規模企業経営安定貸付

融資対象者

1,250万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 年1.9%～年2.6%

保証料率 年0.40%～年1.85%

○比較的少額な資金を迅速に受けたい方等

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者又は組合
- ② 「建設産業等地域力連携強化事業」による助言を受けた中小企業者等又は「建設産業支援対策事業」又は「建設産業育成総合対策事業」による補助金の交付を受けた建設業者

融資限度額 ①の場合: 500万円
②の場合: 1,500万円

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 金融機関の所定金利(年5%以下)

保証料率 年0.40%～年0.65%

○売上や利益の減少に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 最近3ヶ月間の「平均売上高」または「平均販売数量」が、前年同期比又は2年前同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ② 最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」または「平均営業利益率」が、前年同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ③ 国が指定する大型倒産企業に50万円以上の売掛債権等をもっている中小企業者又は組合

※融資対象者であることについて市町村で認定を受ける必要があります。認定申請に必要な書類は、認定要件(売上高、利益率等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額

設備資金 5,000万円(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 10年以内(うち据置2年以内)

融資利率 年1.8%～年2.3%

保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・ 借入申込書(保証協会又取扱金融機関の様式)
- ・ セーフティネット認定書
- ・ 市町村民税が完納されていることの証明書
- ・ 決算書、試算表、商業登記簿謄本等

お問い合わせは

宮崎県 商工政策課 金融対策室

☎0985-26-7097

雇用改善コーナー

1. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
①	認定訓練	第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
②	技能実習	第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成
③	通信教育訓練	第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成
④	就業機会確保事業教育訓練	第2種 (訓練経費)	建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
⑤	受講援助	第3種 (旅費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成
	職業訓練推進	第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成
	施設等設置整備	第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注：用途変更禁止期間が設定されます。

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主雇用改善推進助成金	(事業費) 中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注：中小建設事業主以外の建設事業主が関係請負人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もございます。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

— お問い合わせ —

独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

TEL 0985-51-1511

創ろうよ！未来を生み出す明るい職場！

協 同 組 合

1. えびの市発注工事での債権譲渡契約について

履行報告書に発注者証明が受けられるようになりました。

「工事履行報告書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。

必 要 書 類 等

書 類 名	県、宮崎市	小林市、えびの市	延岡市工事	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡契約書及び証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○（要保証人）	○（要保証人）
4. 工事履行報告書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。特に県、宮崎市、小林市、えびの市発注工事は「工事履行報告書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

制度の基本的な仕組み！

○ 貸付金利は、貸付け金額に応じ、**年2.2%～2.85%**です。

※ 事務手数料、**0.07%～0.15%**が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸 付 金 額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1億円超
金 利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

2. 全建協連の第三者賠償補償制度について

今年度からの保険料割引は、エコアクション21の取得も適用になります。（ISOとの重複は不可）

制度の概要・メリット

○工事遂行中に通行人や周囲の住民等に損害を与えたことにより、損害賠償責任が生じた場合、損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払します。

○全国団体保険で割安に加え、各種割引制度により、最大25%の割引適用が可能です。

○リース・レンタル建機の損害による賠償責任も補償！（注：対象及び適用条件等があります。）

ホームページでも詳しくご案内致しております。その他ご不明な点等は、お気軽にご相談下さい。

宮崎県建設事業協同組合 〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階
TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ！

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり22年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

『CPDS 認定講習』

日 程	会 場
平成22年11月17日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
平成23年2月9日（水）	〃

申し込み 宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様にしておくことが望まれます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

業法第26条

2. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

あつ 悪 が 貨 は りよう 良 が 貨 を く 駆 ちく 逐 す る

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

CPDSは：土木施工に携わる技術者の資質および技術力の維持・向上を図り、公共的土木工事の適正な施工による良質な工事品質の確保と、努力する技術者の高い評価による社会的地位の向上を目的としています。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ①努力する技術者の評価
- ②土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ①経営事項審査の技術力評価への加算
- ②工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

CPD（継続学習）が新たに採用になりました

平成22・23年度入札参加資格審査で主観点数（技術力評価）の中に新たに点数が加点になりました。

建築一式 …「CPD」

土木一式 …「CPDS」

行政機関のCPDS評価の例

入札の配置予定者評価でCPDS単位に応じて加点	北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務局、北海道、青森県、宮城県、秋田県、千葉県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、千葉市、さいたま市、静岡市、広島市、東広島市、福山市、宇部市、高知市
入札資格審査でCPDS単位に応じて主観点数に加点	兵庫県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、松江市、広島市、東広島市、呉市、江田島市、庄原市、安芸高田市

* 今回の経営事項審査で審査申請で宮崎県が「CPD」を採用し、主観的事項（技術力評価）のなかに新たに点数が加点（10点）となった。

自分でCPDS（継続学習制度）に登録し学習での「ユニット」数を取得しましょう

詳しくはホームページ <http://www.ejcm.or.jp>

建退共

1. 平成22年度建退共制度普及協力者に対する理事長表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰状が、平成22年10月4日（月）宮崎県建設会館会長室で永野征四郎支部長から伝達されました。

受賞された方は次のとおりです。

木城町大字椎木	(株)桑原建設	代表取締役	桑原 常雄
宮崎市佐土原町	(株)戸敷開発	代表取締役	戸敷 泰士

《受賞内容》

貴社は、退職金共済制度の重要性を深く認識し、率先して本制度の趣旨の徹底と加入の促進に尽力され、建設産業の発展と労働者の福祉の増進に寄与された功績はまことに顕著であります。

よってここにその功績をたたえ表彰します。



2. 建退共への加入のおすすめ

建退共は、建設現場で働く労働者のための退職金制度です。

現在、共済契約者19万事業所、278万人の建設労働者の皆様が加入されています。

- 加入できる事業主
建設業を営む方
- 対象となる労働者
建設業の現場で働く方
- 掛金
月額310円



3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契 約 者 数	被共済者数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (8月分)
8月末計		社 3,327	名 47,641	前年度累計		冊 374,141	件 41,565	千円 24,168,249	千円 110,419,983
加 入		4	123	当 月 分		724	88	58,162	52,093
脱 退		13	106	本 年 度 分		4,842	787	638,144	230,565
9月末計		3,318	47,658	累 計		378,983	42,352	24,806,393	110,650,548

注：掛金収納額は22.8月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（9月分）

1. 適 用

(平成22年9月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
348社	3,733	593	4,326

2. 給 付

裁定状況

(平成22年9月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	8	3,239,700	57	27,317,600
第2種退職年金	18	3,964,400	117	28,276,000
選択一時金	9	5,561,200	42	26,665,000
脱退一時金	29	5,240,300	136	22,873,600
遺族一時金	1	1,059,300	3	2,472,800

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成22年9月末現在)

信託資産	13,323,376,550 円
合 計	13,323,376,550 円

建 災 防

1. 「木造家屋建築工事現場の安全パトロール」の実施について！

宮崎県木造家屋建築工事安全対策委員会は、11月～12月を「木造家屋建築工事の労働災害防止強調期間」として、この期間中、各労働基準監督署及び各地区木造家屋建築工事安全対策委員会による木造家屋建築工事現場の安全パトロールを実施し、労働安全衛生法に基づいた改善指導等を行います。

平成19年の11月に木造家屋建築工事現場において、墜落災害によって会員事業場の従業員が死亡されています。

また、昨年6月には、足場・架設通路・及び作業構台に関する労働安全衛生規則が改正されています。

会員事業場の皆様方の木造家屋建築工事現場においては、「点検資格を有する点検実施者」による「足場等の安全点検」を確実に実施して頂いて、「危険ゼロで労働災害のない明るい職場」の形成をお願いします。

「重点的点検項目」

- イ 各種作業主任者の選任と職務遂行状況
- ロ 足場、脚立、はしご等の墜落・転落災害防止措置状況
- ハ 丸ノコ等木材加工用機械の接触予防装置の状況
- ニ 電気機械器具等の感電防止措置状況
- ホ 保護帽、安全帯の着用状況

2. 住宅建築工事に対する県下一斉監督指導の実施結果について

(宮崎労働局発表)

(1) 住宅建築工事に対する県下一斉監督について

宮崎労働局においては、住宅建築工事（木造家屋等低層住宅建築工事）に対して、7月12日（月）から7月16日（金）までの5日間を「住宅建築工事に対する県下一斉監督実施期間」として、県下4つの労働基準監督署で、

- ・ 改正労働安全衛生規則を踏まえた安全な足場や作業床の確保等墜落防止措置の徹底
- ・ 保護帽（ヘルメット）の着用の徹底

等を重点に監督指導を実施しました。

(2) 宮崎労働局管内の住宅建築工事等における災害発生状況について

宮崎労働局管内の住宅建築工事に係る死亡災害は、5年以上発生していないものの、最近2年間の休業4日以上労働災害は、毎年20件前後で推移し、その半数が、死亡災害につながるおそれの高い墜落・転落災害となっております。

(3) 住宅建築工事に対する県下一斉監督結果について

県下一斉監督の結果、宮崎県内の住宅建築工事55現場のうち、6割の33現場で何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

55の工事現場で認められた安全衛生法違反は延べ53件であり、このうち死亡や重篤な結果につながりかねない墜落・転落災害に関する法違反が44件で、違反事項全体の約8割を占め、また、44件のうち改正労働安全衛生規則に関する違反が25件で、違反事項全体の約5割となっていることから、施工業者への改正法の周知及び遵守の徹底が求められます。

なお、「足場先行工法」（家屋の建方作業開始前に足場の設置を行い、安全な足場を確保しつつ施工する工法）は、監督指導を実施した55現場のうち35現場（63.3%）で実施されておりました。同工法は、墜落・転落災害に減少を図るために有効であることから、さらなる普及定着が必要と考えられます。

宮崎労働局では、今回の一斉監督指導結果を踏まえ、改正労働安全衛生規則の周知徹底をはじめとして、住宅建築工事における安全確保がさらに図られるよう、引き続き、取り組むこととしております。

（別表1参照）

別表1 一斉監督指導期間中の違反の内容

違反事項	件数	比率（％）
足場・はしご等の墜落・転落災害防止措置等をとっていない	44	83.0
足場作業床（わく組以外）に手すり等に加え、中さん等がない	18	32.7
足場作業床に幅木、メッシュシート等の物体の落下防止措置をとっていない	7	12.7
足場積載荷重を定め、表示していない	5	9.1
移動はしごに転位防止等の必要な措置がない	4	7.2
作業床の端、開口部について、手すり、囲い等がない	3	5.7
前項目の措置が困難な場合に、防網を張り、労働者に安全帯を使用させていない	1	1.8
労働者に保護帽を着用させていない	3	5.7
足場の建地の滑動、沈下を防止するための措置がしていない	2	3.6
作業主任者の氏名及び職務を関係労働者に周知していない	2	3.6
接触予防措置などが有効な状態で使用されるよう、点検及び整備をしていない	2	3.6
高さ1.5mを超える箇所の作業で、安全に昇降するための設備がない	1	1.8
足場作業床の幅が40cm以上ない	1	1.8
足湯の組立等作業主任者の選任、職務の遂行がない	1	1.8
足場に壁つなぎ、又は控えを設けていない	1	1.8
木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防措置を設けていない	1	1.8
足場床板の転位防止を講じていない	1	1.8

（注）現場によっては、複数の法違反事項があり、法違反事項件数計と法違反現場数は一致しない。

3. 「宮崎県最低賃金の改定」について（宮崎労働局からのお知らせ）

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

宮崎県 最低賃金 が 改定されました。

宮崎県最低賃金額

642^{時間額}円

発効日：平成22年11月4日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは宮崎労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

 厚生労働省



火 薬 協 会

1. 平成22年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年8月22日（日）宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、39名が合格!! おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	67	26	1	94
合 格 者 数	31	8	0	39
合 格 率	46.3%	30.8%	0%	41.5%

☆全国の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	2,768	1,067	139	3,974
合 格 者 数	1,448	632	60	2,140
合 格 率	52.3%	59.2%	43.2%	53.9%

☆県内合格者の養成講習受講状況

区 分	養成講習受講者	養成講習未受講者	計
受 験 者 数	21	73	94
合 格 者 数	7	32	39
合 格 率	33.3%	43.8%	41.5%

火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が まねく事故

☆ 職業別の合格状況

職 業	受験者数	合格者数	合 格 率
建 設 業 関 係	61	23	37.7%
砕 石 関 係	10	2	20.0%
火 薬 類 製 造 業 関 係	0	0	0.0%
火 薬 類 販 売 業 関 係	0	0	0.0%
煙 火 関 係	1	0	0.0%
公 務 員 関 係	4	2	50.0%
そ の 他	18	12	66.7%
合 計	94	39	52.0%

2. 講習会の日程について

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開 催 地	講 習 会 場	講 習 時 間
11月11日	木	高 鍋 町	高鍋建設会館	13:00～17:00
12月9日	木	宮 崎 市	宮崎県建設会館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開 催 地	講 習 会 場	講 習 時 間
12月9日	木	宮 崎 市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

3. 「会費納入」についてのお願い

会員の皆様には、平素から協会の運営に対し格別のご厚情を賜り厚く御礼申しあげます。さて、近年における火薬類消費量の減少等に伴い、会員は減少し、各種講習会受講者及び知事試験受験者も減少の一途をたどっており、協会の運営は極めて厳しい状況にあります。

協会の運営は、会員の皆様の会費により運営されていますので、早めの会費の納入をお願い致します。

この度、会費未納の会員の皆様宛に会費納入通知書を発出いたしましたので、よろしくお願い致します。

発 破 前 声 か け 確 認 退 避 よ し

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成22年度	447	▲36.5%	13,347	▲40.6%	1,788	▲24.2%	72,470	▲12.2%
平成21年度	704	54.7%	22,471	37.3%	2,358	17.5%	82,518	14.1%
平成20年度	455	5.3%	16,361	3.3%	2,006	2.5%	72,348	9.2%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

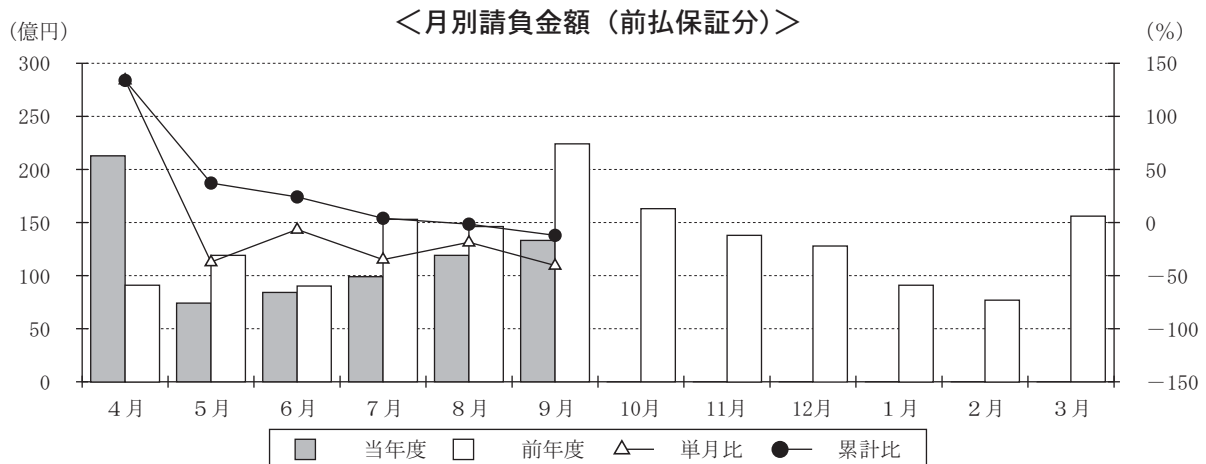
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	35	1,469	▲78.0%	11.0%	128	16,963	▲36.1%	23.4%
独立行政法人等	4	1,013	▲42.3%	7.6%	42	10,047	3.4%	13.9%
県	204	5,651	▲35.2%	42.3%	661	21,122	14.3%	29.1%
市 町 村	198	5,060	5.2%	37.9%	933	21,904	▲12.3%	30.2%
そ の 他	6	153	▲69.7%	1.2%	24	2,432	▲13.6%	3.4%
計	447	13,347	▲40.6%	100.0%	1,788	72,470	▲12.2%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	82	2,208	▲41.3%	16.6%	356	15,391	▲13.5%	21.3%
高 岡	16	405	▲0.7%	3.0%	65	1,372	▲25.7%	1.9%
西 都	35	860	▲13.5%	6.4%	118	2,561	▲1.2%	3.5%
高 鍋	26	1,445	▲50.9%	10.8%	86	6,251	▲50.1%	8.6%
日 南	38	1,335	▲14.7%	10.0%	127	3,434	▲37.1%	4.7%
串 間	12	249	▲53.8%	1.9%	59	859	▲23.7%	1.2%
都 城	35	598	▲68.7%	4.5%	206	4,928	▲35.5%	6.8%
小 林	46	1,149	▲36.5%	8.6%	156	9,621	48.6%	13.3%
日 向	66	1,666	▲32.7%	12.5%	295	11,617	58.6%	16.0%
延 岡	49	1,430	▲68.6%	10.7%	194	11,890	▲24.8%	16.4%
西 臼 杵	42	1,997	34.4%	15.0%	126	4,541	15.6%	6.3%
計	447	13,347	▲40.6%	100.0%	1,788	72,470	▲12.2%	100.0%



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

＜制度採用発注者＞

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、高鍋町、三股町、国土交通省、農林水産省など。※平成22年度から高鍋町、三股町でも採用になりました。

＜請求可能時期＞

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

＜中間前払のメリット＞

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

＜保証申込時に必要な書類＞

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前払金認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成22年度宮崎県内の中間前払保証実績（9月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	1	1,500,000	▲50.0%	1812.4%
宮崎県	63	2,722,865	14.5%	25.6%
宮崎市	16	1,448,894	▲5.9%	81.2%
都城市	1	8,896	▲80.0%	▲99.2%
延岡市	13	670,105	44.4%	199.0%
西都市	1	39,492	0.0%	237.3%
その他	4	2,007,394	—	—
計	99	8,397,647	6.5%	33.4%

3. 下請債権保全支援事業～手形債権保証・買取のご案内～

保証ファクタリング（手形資金化オプション付）

国土交通省 が創設した『下請債権保全支援事業』に基づき、貴社が保有する手形債権の支払を保証・買取するサービスです。手形が不渡となった場合でも、貴社に買戻の義務は生じません。

西日本建設業保証グループ

株式会社建設総合サービス

商品概要

手形保証

- 元請建設企業の倒産等で、保有する約束手形が決済されない場合に備え、当社が保証限度内で**手形債権を保証**します。
- 貴社が負担する保証料に対して、保証料率の**2/3（年率4%上限）**が国より助成されるため、保証料負担の低減が図れます。
- 約束手形1枚ごとにお申込みいただけます。
※根保証方式ではございません。
- 元請建設企業に知られることなく、安心して債権の保全が図れます。

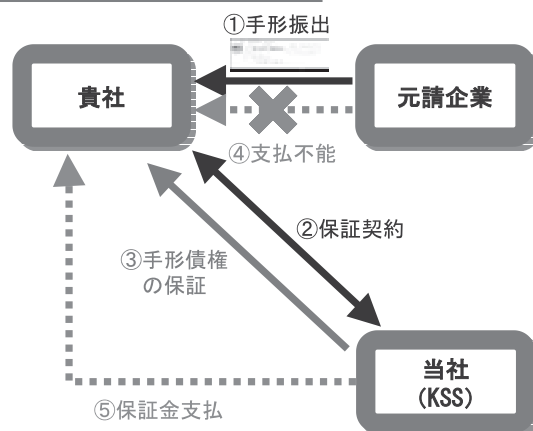


さらに、オプションで、

手形買取

- 手形保証に加えて、手形の資金化を希望される方には、オプションで**保証対象の手形**を当社が**買取（手形割引）**いたします。
※当社所定の審査により、保証対象外となった手形の買取はいたしません。
- 買取料率は**一律2%（年率）**です。

手形保証のスキーム



※当事業の実施期間は平成22年3月1日～平成23年3月31日までとなります。

保証料

保証料率

助成後年率

2.0%～9.0%

利用料

別途、当制度の利用料1.0%（年率）が必要となります。
※当社がお預かりして国に納付いたします。

担保

担保および連帯保証人は必要ありません。

参考：手形保証料のご負担例

【条件例】

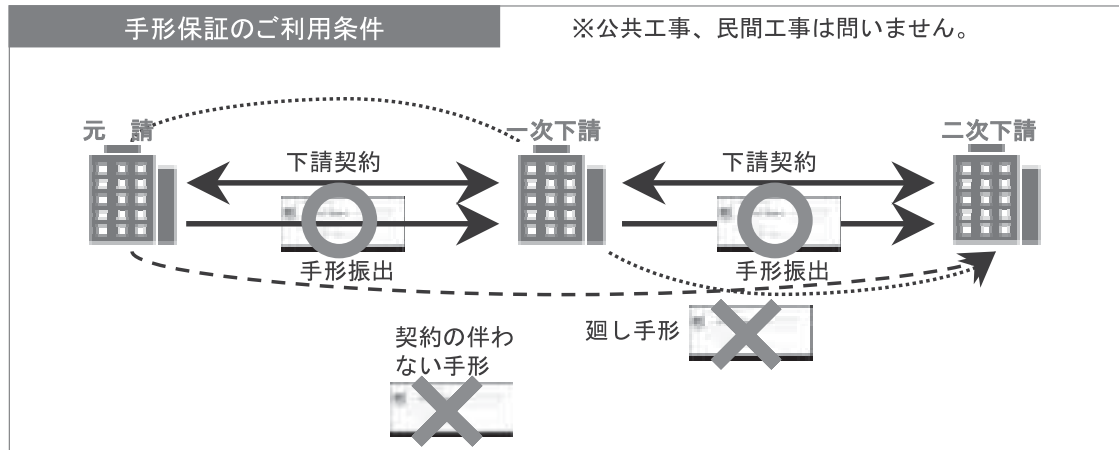
- 保証金額：700万円
- 保証料率：年率8%（助成後：年率4%）
- 保証期間：73日（手形サイト120日）
※保証開始日～保証末日までの日数

- ① 当社の保証料：112,000円
(700万円×8%×73/365)
- ② 助成金額：56,000円
(700万円×4%×73/365)
- ③ 制度利用金額：14,000円
(700万円×1%×73/365)

お客様ご負担額：70,000円（①-②+③）

ご利用条件

保証ファクタリングは、一次下請建設企業等に限らず、二次や三次の下請建設企業等でもご利用いただけます。ただし、廻し手形や契約の伴わない手形等は保証の対象とはなりません。



①制度を利用できる企業

- ・ 資本金20億円以下または常勤従業員1500人以下の企業
 ※一次下請企業に限らず、資材納入企業や二次以下の下請企業も利用できます。
 ※担保および連帯保証人は不要です。

②手形の銘柄（手形振出人）の条件

- ・ 当該年度または前年度に公共工事受注実績がある。
- ・ 法的倒産手続き（民事再生等）をしておらず、手形不渡を出していない。
- ・ 元請建設企業1社当たりの債権保証限度額を超過していない。

③保証の対象となる約束手形

- ・ 建設工事（公共・民間）にかかる代金支払のために直接の取引先が振り出した約束手形 ※裏書手形（廻し手形）、為替手形は対象外
- ・ 手形期間（支払日～支払期日）4ヶ月以内、保証期間（保証開始～支払期日）30日以上
- ・ 保証申込1回の合計額300万円以上、約束手形1枚の額面50万円以上

※その他利用条件は建設総合サービスのホームページ、パンフレットをご覧ください。

●お申込先

(株)建設総合サービス 金融事業部
 (貸金業登録大阪府知事(2)第12785号)
 電話06-6543-2843
 URL <http://www.wingbeat.net>
 担当(宮元、芝、槇)

●制度紹介・パンフレット設置場所

西日本建設業保証(株)宮崎支店
 電話0985-24-5656

試験・研修等のご案内

1. 平成22年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内

財団法人建設業振興基金では、建設業会計知識の普及および処理能力の向上を目的として、建設業会計に関する検定試験を実施しています。このうち1級・2級は登録経理試験（建設業法施行規則第18の3）として、3級・4級は当財団独自の検定試験として施行しており、各々の名称は「建設業経理士検定試験（1級・2級）」、「建設業経理事務士検定試験（3級・4級）」となっています。

なお、公共工事に入札しようとする企業が受審しなければならない経営事項審査（建設業法第27条の23）においては、「公認会計士等の数」で1級および2級建設業経理士を、「監査の受審状況」で1級建設業経理士を評価しているため、建設業界では大変意義深い資格試験として取り扱われています。

さて、平成18年の法令改正に伴い、1級科目合格の有効期限（5年）が設けられました。平成17年度までの1級科目合格は、第9回建設業経理士検定試験の合格発表後は消滅いたしますので、是非この機会にお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

平成17年度までの1級科目合格は、第9回試験をもって、その有効期限をむかえます。

1. 試験日程

下期試験：第9回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第30回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成22年11月10日（水）～11月30日（火）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成22年10月25日（月）～11月30日（火）

試験日 平成23年3月13日（日）

合格発表日 平成23年5月10日（火）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1 級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2 級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3 級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4 級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。

【下 期】

時 間 割	1 時限目	2 時限目	3 時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1 級財務諸表 (9 : 30～11 : 00・5 題)	1 級財務分析 (12 : 00～13 : 30・5 題)	1 級原価計算 (14 : 40～16 : 10・5 題)
	4 級 (9 : 30～11 : 00・4 題)	3 級 (12 : 00～14 : 00・5 題)	2 級 (14 : 40～16 : 40・5 題)

5. 複数受験

1 級は、1 科目受験のほか、2 科目または3 科目の受験が可能です。また、「2 級と3 級」、「3 級と4 級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1 級各科目と2 級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1 枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1 級（1 科目）……………	7,200 円	1 級（2 科目）……………	10,300 円
1 級（3 科目）……………	13,300 円	2 級……………	6,100 円
3 級……………	5,100 円	4 級……………	4,100 円
2 級・3 級……………	11,200 円	3 級・4 級……………	9,200 円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300 円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300 円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2 つの方法があります。

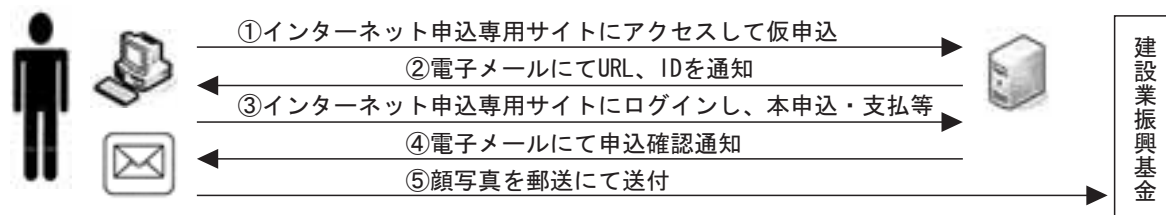
㊤ インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（※写真送付免除場合があります。詳しくは「9. 写真送付の免除」をご覧ください）

㊥ 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です。
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります。
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送
（※写真送付免除場合があります。詳しくは「9. 写真送付の免除」をご確認ください）

④ インターネットによる申し込みの流れ

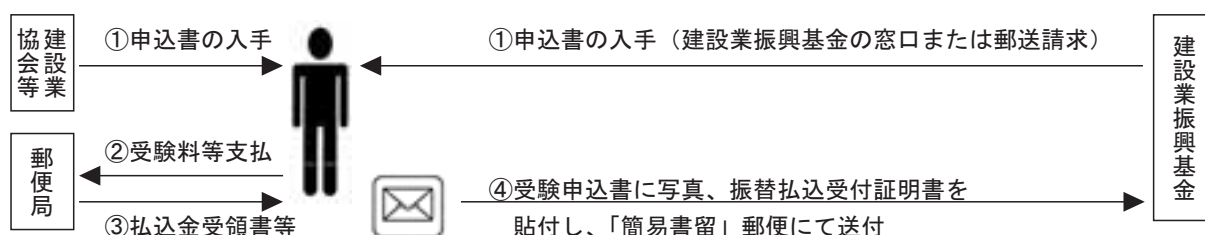


●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

又は→宮崎県建設業協会HP

⑤ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

(1) 窓口での入手

宮崎県建設業協会、各地区建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日を除く）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月25日～11月30日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。
重要！ 申込の受付期間と配布期間は異なりますのでご注意ください。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月25日～11月22日（基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（下期試験：11月22日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くの1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2～3部	240円分
4～6部	390円分
7～13部	580円分
14部以上	宅配便の送料 着払いで送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の検定試験の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは可否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの 建設業経理事務士 1級科目 合格者	平成17年度までに合格した1級の科目は、〈第9回：平成23年3月13日実施〉まで有効です。以降は科目合格が消滅し、受験し直しとなりますので、ご注意ください。
平成18年度以降の 建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしています。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

＜切り取り線＞

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月22日までに必着

— 受験申込書送付依頼書 —

受験申込書 送付先住所	〒 —————		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	様		太枠内を宛先として申込書をお送りします。 内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —		
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>